

医師派遣等推進事業について

1 事業目的、効果等

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、兵庫県が医療審議会地域医療対策部会における議論を踏まえて決定した医師派遣をすることで医師不足の解消を図ることを目的としている。

当該調整に基づく医師派遣を行う医療機関に対しては、医師派遣による逸失利益に相当する額を補助することで、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築する。

2 事業内容

医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医療機関に対して、医師派遣することによる逸失利益に相当する額を助成

補助先	医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき医師派遣を行う病院（派遣元の病院）
対象経費	医師派遣の対価（派遣に伴う逸失利益）
補助基準額	1,250 千円/人・月（※旧国庫基準額）
補助率・負担割合	1 / 2

3 事業の実施主体（補助先）

医療法第7条の2第1項各号に掲げる者、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、社会福祉法人、社会医療法人及び兵庫県知事が適当と認める者

4 事業の対象とする派遣の考え方

県医療審議会地域医療対策部会において、次の観点から事業の対象とする派遣を選定し、予算の範囲内で補助する。

- (1) 派遣先医療機関が医師確保対策重点推進圏域（兵庫県医師確保計画に定める医師確保対策重点推進圏域をいう。）に所在し、次のいずれかに該当すること。
 - ① 救急などの政策医療を担う医療機関
 - ② 医師不足が深刻な診療科を担う医療機関
- (2) 医師派遣により、派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること
- (3) 医師の地域偏在、診療科偏在の解消に資するものであること

<その他派遣条件>

- (1) 常勤として一定期間継続して派遣する場合のみでなく、例えば週1回など定期的に非常勤として派遣する場合も対象とする
- (2) 単発的な派遣は対象としない
- (3) 新規に開始する派遣を優先的に取り扱うが、すでに開始している派遣を継続実施する場合についても、補助対象として取り扱うこととする
- (4) 同一経営主体の病院間の派遣は対象外とする
- (5) 県外医療機関への派遣は原則として対象外とする

(参考)

1. 事業の沿革

年度	事業沿革
平成20年度	国が補正予算を計上して医師派遣緊急促進事業として国庫補助事業開始
平成26年度	医療介護推進基金に財源が変更され、医師派遣等推進事業として継続実施
令和元年度	他府県の状況等も踏まえ、同一経営主体間での派遣については、連結決算上逸失利益は発生しないものとし、補助対象外とした
令和2年度	令和2年3月に策定された医師確保計画に基づき、都市部の病院から医師確保対策重点推進圏域への医師派遣の取組を推進するため、事業実施主体の範囲を拡大。また、医師確保の取組を重点的に行う圏域を明確化するため、派遣先の医療機関を、医師確保対策重点推進圏域に所在する医療機関と定めた。

2. 補助額の計算方法

$$\text{補助額} = (\text{医師1人が1ヶ月にあげる利益}^{(*1)} \times \text{派遣人数}^{(*2)} \times \text{派遣月数} - \text{派遣先からの収入}) \times 1/2$$

(*1)

医師1人が1ヶ月にあげる利益

$$= \frac{\text{年間診療収益(入院・外来)} - \text{年間経費(医療職の人件費+材料費+その他の経費)}}{\text{医師数(常勤+非常勤)}} \times 1/12$$

(求めた額が1,250千円を超える場合は1,250千円)

(*2)

非常勤で勤務する場合は、派遣人数を常勤換算

(例) 週1回派遣する場合

$$\text{派遣人数} = 1 \text{日} \div 5 \text{日} = 0.2 \text{人}$$

(※補助金算出時は年間の実働日数から算出)

令和6年度 医師派遣等推進事業（計画表）

No	派遣元	派遣先	診療科	派遣内容	常勤換算人数/月	派遣人数	区分	効果
1	市立加西病院	加東市民病院	眼科	非常勤 (週1回)	0.20人	1人	継続	派遣することにより派遣先病院の診療科が継続され、専門的な手術を行うことができる。
2	西脇市立西脇病院	多可赤十字病院	内科(健診)	非常勤 (月4回程度)	0.17人	1人	継続	内科医師が不足しているため、当院からの派遣により健診業務が充実する。
			乳腺外科	非常勤 (月2回程度)	0.09人	1人	継続	乳腺外科医が不在であり、当院からの派遣により外来診療、院内回診等を行うことにより、乳腺外科診療が充実する。
		加東市民病院	内科(内視鏡)	非常勤 (月4回程度)	0.20人	1人	継続	内科医師が不足しているため、当院からの派遣により内視鏡検査、内科診療が充実する。
3	姫路赤十字病院	佐用共立病院	循環器内科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	派遣先病院はいずれも医師不足・専門医不足の影響により、外来・病棟診療に支障をきたしていたが、本院からの医師派遣により医師の確保が可能となった。
			放射線科	非常勤 (週1回)	0.21人	1人	継続	
4	相生市民病院	たつの市民病院	外科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	たつの市民病院は外科常勤医師が不在のため派遣により外科外来や入院患者に対して外科的処置が継続できる。
5	たつの市民病院	相生市民病院	内科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	派遣先病院は内科常勤医が不在であり、当院からの派遣により外来診療が継続できている。
6	公立豊岡病院	公立浜坂病院	消化器科	非常勤 (月1回)	0.09人	1人	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・公立村岡病院 ・公立浜坂病院 ・公立香住病院 専門診療科の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。
		公立村岡病院	形成外科	非常勤 (月1回)	0.09人	1人	継続	
		公立八鹿病院	脳神経外科	非常勤 (月1~2回)	0.09人	1人	継続	
		公立八鹿病院	脳神経内科	非常勤 (週1回)	0.19人	1人	継続	
		公立八鹿病院	外科	非常勤 (月2回)	0.11人	1人	新規	
		公立八鹿病院	産婦人科	非常勤 (週1回)	0.20人	1人	新規	
		公立八鹿病院	麻酔科	非常勤 (月3~4回)	0.14人	1人	継続	
		丹波医療センター		非常勤 (月1回)	0.04人	1人	継続	
		公立八鹿病院	小児科	非常勤 (週1回)	0.20人	1人	継続	
		公立香住病院	精神科	非常勤 (月2回)	0.09人	1人	継続	
7	西宮渡辺心臓脳・血管センター	公立八鹿病院	循環器内科	非常勤 (週2~3回)	0.46人	5人	継続	派遣先病院は循環器内科常勤が院長のみで、当院からの派遣により外来診療や検査が継続できている
8	県立はりま姫路総合医療センター	公立宍粟総合病院	総合内科	非常勤 (月6回)	0.30人	2人	継続	派遣先病院の総合内科専門医不足の解消
			眼科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	2人	継続	派遣先病院の眼科専門医不足の解消
			小児科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	派遣先病院の小児科専門医不足の解消
			脳神経内科	非常勤 (月2日半日)	0.05人	3人	新規	派遣先病院の脳神経内科医不足の解消
		西脇市立西脇病院	消化器内科	非常勤 (月1回半日)	0.02人	1人	継続	派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消
		姫路聖マリア病院	消化器内科	非常勤 (週1日)	0.20人	1人	新規	派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消
		北播磨総合医療センター	小児科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	派遣先病院の小児科専門医不足の解消
公立豊岡病院	循環器内科	非常勤 (月1日)	0.05人	1人	新規	派遣先病院の循環器内科の医療機能が增大		
合計					3.74人	35人		

※網掛けは令和6年度新規
 ※常勤換算の計算方法:派遣に係る勤務時間/総勤務時間

令和5年度 医師派遣等推進事業（実績）

No	派遣元	派遣先	診療科	派遣内容	常勤換算人数/月	派遣人数	区分	効果
1	市立加西病院	加東市民病院	眼科	非常勤 (週1回)	0.19人	1人	継続	派遣することにより派遣先病院の診療科が継続され、専門的な手術を行うことができる。
2	西脇市立西脇病院	多可赤十字病院	内科(健診、外来診療)	非常勤 (月4回程度)	0.19人	1人	新規	内科医師が不足しており当院からの派遣により、外来診療、総合診療、人工透析診療が充実する。 内科医師が不足しており当院からの派遣により、外来診療、総合診療、人工透析診療が充実する。 乳腺外科医が不在であり、当院からの派遣により外来、病棟業務の診療支援、読影業務等を維持している。 内科医師が不足しており、当院からの派遣により内視鏡検査、内科診療が充実する。
			内科(総合診療科、人工透析)	非常勤 (月4回程度)	0.19人	1人	継続	
			乳腺外科	非常勤 (月1回)	0.08人	1人	継続	
		加東市民病院	内科(内視鏡)	非常勤 (月4回程度)	0.17人	1人	継続	
3	姫路赤十字病院	佐用共立病院	循環器内科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	派遣先病院はいずれも医師不足・専門医不足の影響により、外来・病棟診療に支障をきたしていたが、本院からの医師派遣により医師の確保が可能となった。
			放射線科	非常勤 (週1回)	0.21人	1人	継続	
4	相生市民病院	たつの市民病院	外科	非常勤 (週1回)	0.10人	1人	継続	たつの市民病院は外科常勤医師がいない状態であり、派遣により外科外来や入院患者に対して外科的処置が行える
5	たつの市民病院	相生市民病院	内科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	派遣先病院は内科常勤医師が不在であり、当院からの派遣により外来診療が継続できている。
6	公立豊岡病院	公立浜坂病院	消化器科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	<ul style="list-style-type: none"> 公立村岡病院 公立浜坂病院 公立香住病院 専門診療科の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。 <ul style="list-style-type: none"> 公立八鹿病院 脳神経外科医等が不在であり、当院からの派遣により入院患者の脳神経外科領域のフォローを行っている。また、専門医師数の不足により、各専門領域の外来患者フォローを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県立丹波医療センター 専門診療科（麻酔科）の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。
		公立村岡病院	形成外科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	
		公立八鹿病院	脳神経外科	非常勤 (月2回)	0.08人	1人	継続	
		公立八鹿病院	脳神経内科	非常勤 (月4回)	0.20人	1人	継続	
		公立八鹿病院	麻酔科	非常勤 (月3回)	0.14人	1人	継続	
		丹波医療センター		非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	
		公立八鹿病院	小児科	非常勤 (週2回)	0.39人	1人	継続	
		公立香住病院	精神科	非常勤 (月2回)	0.10人	1人	継続	
7	公立八鹿病院	公立浜坂病院	泌尿器科	非常勤 (年7回半日)	0.05人	1人	継続	派遣先病院には泌尿器科医が在籍しておらず、当院からの派遣により外来診療が可能となっている。
8	西宮渡辺心臓脳・血管センター	公立八鹿病院	循環器内科	非常勤 (週3回)	0.45人	5人	継続	派遣先病院は循環器内科常勤が院長のみで、当院からの派遣により外来診療や検査が継続できている。
9	県立はりま姫路総合医療センター	公立宍粟総合病院	総合内科	非常勤 (月7回)	0.35人	3人	継続	派遣先病院の小児科専門医不足の解消
			眼科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	3人	継続	
			小児科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	2人	新規	
		西脇市立西脇病院	消化器内科	非常勤 (月1回半日)	0.02人	1人	継続	
		北播磨総合医療センター	小児科	非常勤 (月1回半日)	0.10人	1人	新規	
合計					3.51人	33人		

※網掛けは令和4年度新規

※常勤換算の計算方法：派遣に係る勤務時間／総勤務時間

医師派遣等推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、兵庫県が医療審議会地域医療対策部会における議論を踏まえて決定した医師派遣等にかかる経費を助成することにより、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築し、地域における医師の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、社会福祉法人、社会医療法人及び兵庫県知事が適当と認める者とする。

3 対象となる派遣事業

兵庫県（医療審議会地域医療対策部会）において、当該地域の医師確保対策についての検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行う場合。

ただし、厚生労働省「へき地保健医療対策等実施要綱」に規定される事業及び同一経営主体間における派遣事業は除く。

（1）派遣先

医師確保対策重点推進圏域（兵庫県医師確保計画に定める医師確保対策重点推進圏域をいう。）に所在する医療機関で、次のア～ウの全てを満たす場合

ア 次のいずれかに該当すること。

（ア）救急などの政策医療を担う医療機関

（イ）医師不足が深刻な診療科を担う医療機関

イ 医師派遣により、派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること

ウ 医師の地域偏在、診療科偏在の解消に資するものであること

（2）派遣形態

常勤として一定期間継続して派遣する場合、もしくは週1回など定期的に非常勤として派遣する場合

4 補助対象

派遣元医療機関における医師を派遣することによる対価の一部に相当する額

附則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。